

## 学生表彰に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校学則第34条第2項の規定により学生の表彰に関する必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 校長は、次により学生を表彰することができる。

| 種 類   | 基 準                                         |
|-------|---------------------------------------------|
| 優 秀 賞 | 学業成績が優秀であり、学習態度が誠実勤勉で、かつ人格が高潔で他の模範となる者      |
| 努 力 賞 | 優秀賞受賞者に準ずる者                                 |
| 特 別 賞 | 人命救助及び奉仕等の善行が顕著であり学校の名誉を高め他の学生の模範となる功労のあった者 |

(賞の決定)

第3条 校長は、表彰を厳正かつ慎重に審査・決定するため、教員会議で協議し、運営会議の審議を経て決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 賞罰に関する規程（平成8年4月1日施行）は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月8日から施行する。